自動車運送 (議第20号) 1

## 議第20号

平成27年度京都市自動車運送事業特別会計予算

## (総則)

第1条 平成27年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1 運転計画

運転車両数	両 717
年間走行キロメートル	31,073,400
年 間 総 輸 送 人 員	123,708,000
1 日平均輸送人員	338,000

2 主要な建設改良工事計画 乗合自動車購入 47両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入
第1款 自動車運送事業収益 20,984,000千円
第1項 営 業 収 益 20,709,847千円
第2項 営 業 外 収 益 274,153千円
支 出
第1款 自動車運送事業費用 20,371,000千円
第1項 営 業 費 用 19,723,867千円

第2項 営 業 外 費 用 597,133千円

第 3 項 予 備 費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入 額が資本的支出額に対し不足する額1,880,000千円は、損益勘定留保資金等 で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 1,541,000千円 第1項 企 業 債 1,248,000千円 第2項 補 助 金 293,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 3,421,000千円 第1項 建 設 改 良 費 2,219,580千円 第2項 企 業 債 償 還 金 951,420千円 第3項 長期借入金返還金 200,000千円 第4項 予 備 費 50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
自動車運送事業建設改良費		平成	28年度			千円 382,000

## (企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のと おりと定める。

起債の目的	限	度 額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 1,248,000	発行価格が額 面金額を下回 るときは、そ	(他の地方と行いる (他の世界では (公のを は で で で で り で り で り で り で り で り り り り り	8.0以内	居置期以等による を関明内そよた都っ還で を関明内をよた都っ還で を関いでではする。 をはずる。

(他会計からの補助金)

第7条 バス車両の購入費等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を 受ける金額は、283,376千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成27年2月20日提出

京都市長 門 川 大 作